

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記の通り公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業務名 カラー複合機賃貸借（長期継続契約）（単価契約）
- (2) 業務場所 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 明石市役所分庁舎 5 階
- (3) 業務概要 カラー複合機 1 台の賃貸借及び保守
- (4) 履行期間 令和 4 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が情報機器・家電で登録されており、業種区分が OA 機器で登録されていること、又は、サービス業務の部に、契約の種類がサービスで登録されており、業種区分がレンタル・リースで登録されていること。
- (2) 令和 4 年度の明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が情報機器・家電で登録されており、かつ業種区分が OA 機器で登録申請を行い、令和 4 年 5 月 10 日までに受理されていること、又は、サービス業務の部に、契約の種類がサービスで登録されており、かつ業種区分がレンタル・リースで登録申請を行い、令和 4 年 5 月 10 日までに受理されていること。
- (3) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
 - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- (4) 平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「カラー複合機（カラー複写機含む）の賃貸借契約」を継続して 12 か月以上にわたり元請として完了した業務実績を有すること。
- (5) 兵庫県内に保守業務の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えていること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則第 3 条（平成 5 年規則第 10 号）の規定に該当しないこと。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

(9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(10) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を開札日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

(11) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。

※1新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

※2納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

(12) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札方法及び契約方法

(1) 入札金額は、執行予定額(税抜)(各項目(カラー及びモノクロ)1枚当たりの複写代金(単価)(税抜)に、「年間使用予定枚数から点検、ミスコピー等に要する枚数(年間使用予定枚数に控除率を乗じたもの)を控除した枚数(小数点以下切り捨て)」を乗じて得た合計金額)を記載してください。

(2) 契約は、各項目の単価(税抜)で行うものとします。

4 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

令和4年5月26日(木)からダウンロード可能

(2) 方法

明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、政策局企画・調整室(分庁舎5階)にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5283)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にメールにより政策局企画・調整室へ仕様書等に関する質問書(指定様式)を送信してください。

令和4年5月26日(木)から令和4年6月1日(水)午後1時まで

(アドレス toshikaihatsu@city.akashi.lg.jp 明石市政策局企画・調整室 貸借契約担当者 宛)

(2) 質問に対する回答

令和4年6月3日(金)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 入札参加申込

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。

- ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
- イ 入札書（指定様式）
- ウ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績を証する契約書等（写）
- エ 納入予定機種及び保守業務拠点調書（保守業務を別会社に委託等する場合は、業務を請け負う別会社の保守の実績内容が分かる契約書等（写））

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和4年6月3日（金）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 企画・調整室への郵便物の必着期限は、令和4年6月10日（金）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、メールにより企画・調整室へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送信してください。

（アドレス toshikaihatsu@city.akashi.lg.jp 明石市企画・調整室 賃貸借契約担当者 宛）

7 開札日時及び場所

(1) 日時

令和4年6月13日（月）午後3時30分（予定） ※状況により前後します。

(2) 場所

明石市役所 分庁舎5階 会議室

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

執行予定総額（契約単価（税抜）に予定数量を乗じ、契約期間月数（69か月）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

10 支払条件

月払い（月ごとに、当月の実使用枚数から実使用枚数に控除率を乗じて得た枚数を控除した枚数を算出し、控除後の使用枚数に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額（円未満切り捨て）を支払います。）

11 予定価格（税抜）

677,162円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

12 変動型最低制限価格の設定

有（財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格入札者から有効な下位5者の入札金額の平均の85%未満の入札者は失格とする。）

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、執行予定総額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出してください。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

15 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

16 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

17 資格審査及び落札決定

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査は、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、令和4年6月14日（火）から明石市ホームページにて掲載します。

(4) 長期継続契約

本賃貸借契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を行おうとするものです。

このため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が年間予定賃貸借料未滿に減額された場合又は削除された場合は契約を解除することになります。

(5) 年間使用予定枚数

仕様書記載の年間予定複写枚数については保証するものではなく、実際に複写した枚数が予定する枚数を上回る又は下回るとしても、契約期間中の契約単価を変更することはありません。この場合において、明石市に違約金等を請求することはできません。

18 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となりますので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 明石市内に本店を有する、又は明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合は、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。